

遺族厚生年金の実例・計算 - 1

< 船員 老齢・解答編 >

H〇〇.〇〇.〇〇

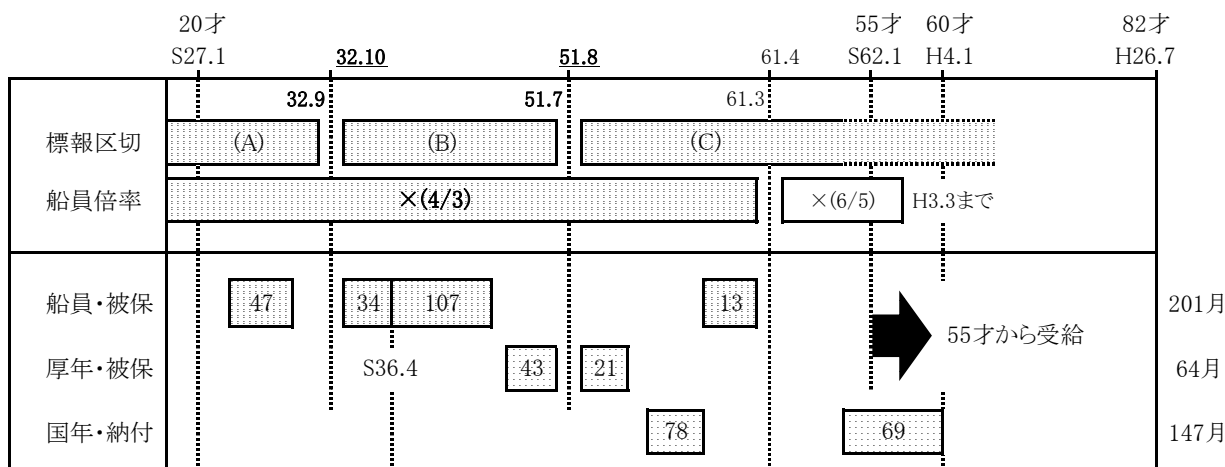
夫・死亡 (H26.7) により、妻が遺族厚生年金を受給する実例・計算を 2回に分けて扱います。
 今回 1回目は、死亡者・被保険者であった夫が受給していた年金額の計算が中心です。
 死亡者は、船員保険の期間 (第3種) があり、55才から 特老厚 を受給していました。

(本事例の対象者は、【課題・45】～、H22.4～5月 の該当者・Pさんと同一人です)

【課題・〇〇】 <受給していた年金額の計算>

I. 死亡者・夫の年金加入歴

・生年月日：S7.1.● ・55才：S62.1. ・60才：H4.1. ・死亡：H26.7



II. 資格画面、加入記録等からの確認・チェック

1. 船員保険は、(～S21.4.1以前生) ～S61.3まで 15年で、55才から特老厚 を受給可能 (P.3)
2. S29.9以前～S51.8以降にも被保険者期間があるので、船員期間の平月は特例により、S32.9前は除き、S32.10～S51.7の間と、S51.8以降に分けて計算し、これを加重平均 することになる。
3. 厚生年金の期間分は、原則どおり 全期間を 1回で計算する。(以上、P.2)
4. 船員の期間は全期間が ”**D船**” (資格画面の種別 58 or 68) なので、～S61.3まで 11年3月 あれば、55才で特老厚の受給権が発生する。(P.5～P.8 & P.3)
5. (P.4)・右側 から、厚年・1種(64月)の平月 355,069円、3種(201月・加重平均後)の平月 288,285円、国年・納付済月数 331月 として、以下の年金額を計算してください。

III. 受給していた年金額の計算

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 報酬比例・老齢厚生 | 老齢厚生年金の額 (③+④) : 1,384,473 ⇒ 1,384,500 …… ⑤ |
| (第 1種の期間分) | $355,069 \times (9.31/1000) \times 64 \times 1.031 \times 0.961 = 209,616 \dots ①$ |
| (第 3種の期間分) | $288,285 \times (9.31/1000) \times 268 \times 1.031 \times 0.961 = 712,670 \dots ②$ |
| (報酬比例部分の年金額・第43条1項の額) | 小計 922,286 …… ③ |
| (経過的加算額) | $1,676 \times 1.603 \times 331 \times 0.961 - 772,800 \times (184/360) = 462,187 \dots ④$ |
| 2. 老齢基礎年金 | $772,800 \times (331/360) = 710,547 \Rightarrow 710,500 \dots ⑥$ |
| 3. 受給年金合計額 (⑤+⑥) | : 1,384,500 + 710,500 = 2,095,000 …… ⑦ |

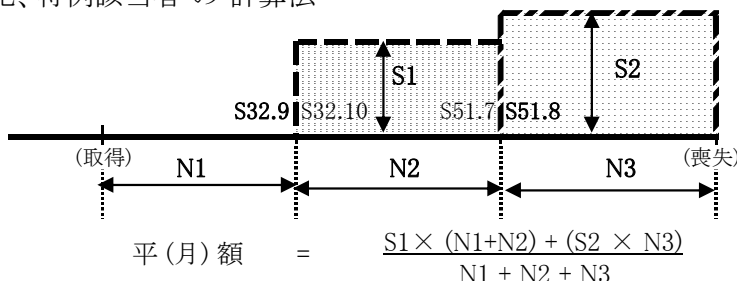
I. 再評価後の平均標準報酬(月)額の算定法

◆ 平均標準報酬(月)額算定の原則 (厚法 第43条)

$$\text{平(月)額} = \frac{\text{被保険者期間 各月の標準報酬額と標準賞与額の総額}}{\text{被保険者期間の総月数}}$$

◆ 平均標準報酬(月)額算定の特例 (附S44・第4条)

1. 平月の計算の基礎となる被保険者期間は、原則 S32.10月以降
 - ①. (受給権発生 S44.10.1以降の者は) 32.9月以前の標準報酬額は、平月の計算の基礎としない
 - (A). S32.10月～S51.7月の期間3年以上 ⇒ S32.10月以降の期間で計算
 - (B). (A)が3年未満、かつS51.7月まで3年以上の場合 ⇒ S51.7月までの直近3年間で計算
 - ②. 全被保険者期間が3年未満の場合 ⇒ 原則通り全被保険者期間で計算
 - ⇒ ③. S32.9以前、S51.8以降ともにある場合 ⇒ S51.7までとS51.8以降を計算し、加重平均する
2. S44.11.1前に被保険者期間があり、同日以降に受給権発生 ⇒ 標準報酬額1万円以上
 - ⇒ 又、旧・船員保険期間を有し、S61.4.1以降に受給権発生 ⇒ 標準報酬額1.2万円以上
3. 上記、特例該当者の計算法



S1, S2 : 平月額
N1, N2, N3 : 月数

◆ 実際の平均標準報酬月額額の計算

1. 添付(P.10)は、実際の”平月”の計算表・式です。
 - ・上段は、船員・3種のS32.10～S51.7の期間、及びS51.8～の期間、の”平月”の算出標及び加重平均の算出式です。[(P.5)～(P.8)の集計]
 - ・下段は、厚生年金・1種の期間、及びS51.8～の期間の”平月”の算出表です
2. 結果として、厚生年金の”平月”は、(P.4)の値と合致しますが、船員・3種の”平月”は、合致しません。288,492円(計算値) ⇔ 288,285円(年金事務所) 差: Δ = 207円

II. 船員保険の経過措置・特例等の要約

1. 船員保険の被保険者期間
 - ◆ S36.4.2前の、旧・船員保険の被保険者期間は、厚年の被保険者期間とみなす (附S60・47条)
 - ・～S61.3までの期間 : 実期間×(4/3) ・S61.4～H3.3 : 実期間×(6/5)
 - 故に、～S61.3まで15年あれば 15×(4/3) = 20年で老齢厚生年金の受給資格期間を満たす
 - ◆ 同様に、国民年金の第2号被保険者期間とみなす
2. 漁船に乗り込んだ期間の特例 (附S60・12条)
 - ◆ S27.4.1以前生れの者が、S61.3.31まで、旧・船員法 34条1項2号を満たす場合 (D船・11年3月) ⇒ 老齢基礎の受給資格を満たす、とみなす
 - ◆ 同様に、特老厚の受給資格を満たす、とみなす
3. 老齢厚生年金 受給開始年齢の特例 (附H6・15条)
 - 添付(P.3)を参照。 但し、受給は(～H7.3.31まで) ”退職”が前提

遺族厚生年金 の 実例・計算 - 2

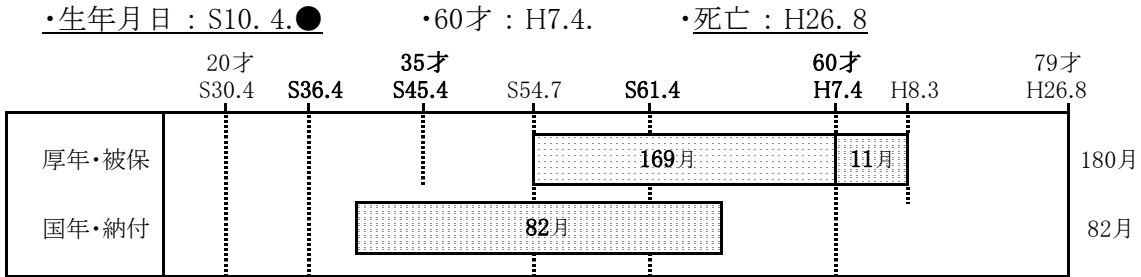
< 妻の年金・遺族年金 解答編 >

H〇〇.〇〇.〇〇

第2回目の今回は、夫死亡・H26.7月時に妻が受給していた年金額、夫の死亡により受給する遺族厚生年金額、更に、この妻がH26.8月、遺族年金・未支給年金の手続きをせず死亡したので、これらの申請書・手続き、書類 等についてです。

【課題・〇〇】 <妻自身の年金>

I. 妻の年金加入歴



II. 妻が今もらっている年金

- 上記、加入歴・図から、次のことについて、教えてください。
 - この妻は、老齢年金の受給権を何故・どのようにして 満たしていますか？
(60才以降・H7.4 からの 厚生年金期間 11月の意味は?)
 - 国年納付月数：82月、厚年被保険者月数：169+11= 180月
- 添付 (P.3) ~ (P.7) から、下記を確認 してください。
 - (P.3) から、妻が受給していた年金額は、改前H06 (特例額) で、平月：126,509円、報酬比例額：198,320円、差額加算 (経過的加算)：226,093円、厚生年金計：424,400円
 - (P.4) から、国年1号納付：82月、厚年2号：169月、計 251月で、老齢基礎年金額 475,424円
 - (P.5) から、厚生年金加入期間：180月、受給していた年金合計 (①+②)：899,800円
- 以上から、妻自身の年金を、下記で 計算・検算 してください。

- ➡
- 老齢厚生年金 (①+②) : 424,413 ⇒ 424,400 ③
 (報酬比例部分) $126,509 \times (8.79/1000) \times 180 \times 1.031 \times 0.961 = 183,320 \dots ①$
 (経過的加算額) $1,676 \times 1.413 \times \underline{240} \times 0.961 - 772,800 \times (169/408) = 226,093 \dots ②$
 ★
 - 老齢基礎年金 $772,800 \times (251/408) = 475,424 \Rightarrow 475,400 \dots ④$
 - 受給年金合計額 (③+④) : $424,400 + 475,400 = 899,800 \dots ⑤$

- ★ 1. 経過的加算 (定額部分) の計算で乗ずる月数は、最低 240月です
(中高齢の加入月数の特例、船員・坑内員の月数の特例 等の場合)

【課題・〇〇-2】 <遺族年金の計算>

I. 遺族年金額の計算

1. 本事例は、夫に老齢厚生年金があり、子はなし、妻を扶養しており、妻に遺族厚生年金が支給されます。
2. (P.6) & (P.7) は、遺族厚生年金額の”丈くらべ” & 受給年金額です。
下記で、これらを計算・検算して下さい

①. 遺族厚生年金額	(A) + (B) =	1,066,815 円	
基本年金額	$922,286 \times (3/4) =$	691,715 \Rightarrow 691,700	… (A)
寡婦加算額	375,100	… … …	… (B)
②. 遺族厚生 $\times(2/3)$ + 老齢厚生 $\times(1/2)$	(C) + (D) =	923,417 円	
遺族厚生 $\times(2/3)$	$1,066,815 \times (2/3) =$	711,210	… (C)
老齢厚生 $\times(1/2)$	$424,413 \times (1/2) =$	212,207	… (D)

3. 結果として、厚生年金保険からは遺族厚生年金として 1,066,800円を受給するが、妻自身の老齢厚生年金 相当額 424,400円が控除され、642,400円が支給される、ことを示している。

II. 申請書、添付書類 等

1. 夫が H26.7月に死亡、遺族・未支給年金の請求をしないまま、妻は H26.8月死亡し、結果として、これら全てを(民法上の)相続人である長男が請求しました。
2. 申請書は、
 - ①. 遺族厚生年金の請求書(夫 \Rightarrow 妻)
 - ②. 夫の未支給年金請求書(夫 \Rightarrow 長男)
 - ③. 妻の未支給年金請求書(妻 \Rightarrow 長男) の3葉になる。
3. 証明書、添付書類 等
 - ◆ 夫、妻ともに、要介護-5で別々の特養施設に入所しており、住民票も移し(住所地特例)請求者の長男と同居していないので、「生計同一に関する申立書」で、入所施設に証明してもらった。
 - ◆ 死亡届後(1月以上)経過しているので、該当法務局に「死亡届記載事項証明書」を請求・入手しこれを添付した。